○厚生労働省告示第三百十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、実施する製品検査の種類を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録検査機関の名称	変更後の製品検査の種類	変更前の製品検査の種類	変更の日
公益社団法人北九州市薬剤師会	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査	食品衛生法第二十六条第一項及び第二項に規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査	平成二十七年四月一日
一般財団法人浜松市薬剤師会	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての細菌学的検査	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査	平成二十七年四月一日

○厚生労働省告示第三百十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
一般財団法人宮崎県公衆衛生センター	内桐保博秋	太田　英夫	平成二十七年四月一日
日本環境科学株式会社	沼澤　喜一	稲毛　重之	平成二十七年四月一日

○厚生労働省告示第三百十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である一般社団法人日本海事検定協会について、平成二十七年三月三十一日をもって次の事業所を廃止する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

廃止する事業所の名称	廃止する事業所の所在地
一般社団法人日本海事検定協会大阪理化学分析センター	大阪府大阪市住之江区南港中六丁目二番四十七号

○厚生労働省告示第三百十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である滋賀県健康福祉部医務薬務課薬務室について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十六年四月一日をもってその名称を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

変更前の名称	変更後の名称
滋賀県健康福祉部医務薬務課薬務室	滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

○農林水産省告示第千六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県鶴岡市越中山字茹平二の一、三、四、二七、字三栗屋一二四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字茹平三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡御浜町大字阪本字阪口四一から四三まで、字坂口一四〇六、一四〇九から一四一八まで、字楠木峪一五六二の二、一五六二の三、一五六二の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字阪口四一から四三まで・字坂口一四〇六・一四〇九から一四一二まで・一四一四から一四一七まで（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町崎字滝ケ谷三八七〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝ケ谷三八七〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）